

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220006		特定非営利活動法人ふれあいネットワーク美浜	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	法人格を持たないNPO(任意団体、個人)のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO(任意団体、個人)が中間支援団体(NPO法人)に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットあいち」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国土交通省旅客課発行の想定問答 「法人格を持たないNPO(任意団体、個人)は非営利法人または自治体に所属する形で運送に携わっていただくことが必要である」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5122	51220007		特定非営利活動法人ふれあいネットワーク美浜	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別を無くしてレベルを揃えて頂きたい。	国自旅第241号と国自旅第240号の間には「許可の取り扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(4)運転者及び(5)損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	国自旅第241号の別紙「様式2」「様式3」(いわゆる道路運送法第4条、第43条に関連した第80条第一項の許可の取扱い手続き)と国自旅第240号の別紙「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」「様式6」(いわゆる道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続き)	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5122	51220008		特定非営利活動法人ふれあいネットワーク美浜	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補完の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補完の関係にあると考えるのは著しい事実誤認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとすると懸念される。	国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第3項運営協議会(3)構成員	国土交通省自動車交通局旅客課	
5123	51230001		特定非営利活動法人介護サービスくら	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件)「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5123	51230002		特定非営利活動法人介護サービスくら	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件) 「運送の対象者は要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であつてあらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5123	51230003		特定非営利活動法人介護サービスくら	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があつた場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があつた場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ないと明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者 「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5123	51230004		特定非営利活動法人介護サービスくら	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課(内閣府への申請の担当窓口)、交通対策課(〇〇運輸局〇〇運輸支局の担当窓口)、福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、)などを明確に指示願いたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5123	51230005		特定非営利活動法人介護サービスくら	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に「セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第4項運営協議会(3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5123	51230006		特定非営利活動法人介護サービスくら	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	法人格を持たないNPO(任意団体、個人)のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO(任意団体、個人)が中間支援団体(NPO法人)に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットあいち」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	道路運送法第80条第一項による許可の取扱い 国土交通省旅客課発行の想定問答 「法人格を持たないNPO(任意団体、個人)は非営利法人または自治体に所属する形で運送に携わっていただくことが必要である」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5123	51230007		特定非営利活動法人介護サービスくら	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別を無くしてレベルを揃えて頂きたい。	国自旅第241号と国自旅第240号の間には「許可の取扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(4)運転者及び(5)損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	国自旅第241号の別紙「様式2」「様式3」(いわゆる道路運送法第4条、第43条に関連した第80条第一項の許可の取扱い手続き)と国自旅第240号の別紙「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」「様式6」(いわゆる道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続き)	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5123	51230008		特定非営利活動法人介護サービスくら	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補完の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補完の関係にあると考えるのは著しい事実誤認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとすると懸念される。	国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第3項運営協議会(3)構成員	国土交通省自動車交通局旅客課	
5124	51240001		知多地域障害者生活支援センターらいる	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件)「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5124	51240002		知多地域障害者生活支援センターらいつ	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件) 「運送の対象者は要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であつてあらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5124	51240003		知多地域障害者生活支援センターらいつ	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があつた場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があつた場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ないと明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者 「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5124	51240004		知多地域障害者生活支援センターらいつ	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課(内閣府への申請の担当窓口)、交通対策課(〇〇運輸局〇〇運輸支局の担当窓口)、福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、)などを明確に指示願いたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5124	51240005		知多地域障害者生活支援センターらいつ	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に「セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第4項運営協議会(3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5124	51240006		知多地域障害者生活支援センターらいる、	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	法人格を持たないNPO(任意団体、個人)のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO(任意団体、個人)が中間支援団体(NPO法人)に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットあいち」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	道路運送法第80条第一項による許可の取扱い 国土交通省旅客課発行の想定問答 「法人格を持たないNPO(任意団体、個人)は非営利法人または自治体に所属する形で運送に携わっていただくことが必要である」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5124	51240007		知多地域障害者生活支援センターらいる、	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別を無くしてレベルを揃えて頂きたい。	国自旅第241号と国自旅第240号の間には「許可の取扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(4)運転者及び(5)損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	国自旅第241号の別紙「様式2」「様式3」(いわゆる道路運送法第4条、第43条に関連した第80条第一項の許可の取扱い手続き)と国自旅第240号の別紙「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」「様式6」(いわゆる道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続き)	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5124	51240008		知多地域障害者生活支援センターらいつ	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補完の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補完の関係にあると考えるのは著しい事実誤認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものととなると懸念される。	国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第3項運営協議会(3)構成員	国土交通省自動車交通局旅客課	
5125	51250001		特定非営利活動法人りんりん	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件)「運送の対象者は要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であつてあらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5126	51260001		特定非営利活動法人ネットワーク大府	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件)「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5126	51260002		特定非営利活動法人ネットワーク大府	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件)「運送の対象者は要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であつてあらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5126	51260003		特定非営利活動法人ネットワーク大府	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ないと明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5126	51260004		特定非営利活動法人ネットワーク大府	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課(内閣府への申請の担当窓口)、交通対策課(〇〇運輸局〇〇運輸支局の担当窓口)、福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、)などを明確に指示願いたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5126	51260005		特定非営利活動法人ネットワーク大府	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に「セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取扱い 国自旅第240号第4項運営協議会(3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	
5126	51260006		特定非営利活動法人ネットワーク大府	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別を無くしてレベルを揃えて頂きたい。	国自旅第241号と国自旅第240号の間には「許可の取扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(4)運転者及び(5)損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	国自旅第241号の別紙「様式2」「様式3」(いわゆる道路運送法第4条、第43条に関連した第80条第一項の許可の取扱い手続き)と国自旅第240号の別紙「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」「様式6」(いわゆる道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続き)	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5126	51260007		特定非営利活動法人ネットワーク大府	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補完の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補完の関係にあると考えるのは著しい事実誤認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとすると懸念される。	国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第3項運営協議会(3)構成員	国土交通省自動車交通局旅客課	
5127	51270001		特定非営利活動法人ゆいの会	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件)「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5127	51270002		特定非営利活動法人ゆいの会	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件) 「運送の対象者は要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であつてあらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5127	51270003		特定非営利活動法人ゆいの会	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があつた場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があつた場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ないと明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者 「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5127	51270004		特定非営利活動法人ゆいの会	4	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に「セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取扱い 国自旅第240号第4項運営協議会(3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	
5127	51270005		特定非営利活動法人ゆいの会	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別を無くしてレベルを揃えて頂きたい。	国自旅第241号と国自旅第240号の間には「許可の取扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(4)運転者及び(5)損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	国自旅第241号の別紙「様式2」「様式3」(いわゆる道路運送法第4条、第43条に関連した第80条第一項の許可の取扱い手続き)と国自旅第240号の別紙「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」「様式6」(いわゆる道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続き)	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5128	51280001		NPOさわやか豊田	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件) 「運送の対象者は要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であつてあらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5128	51280002		NPOさわやか豊田	2	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があつた場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課(内閣府への申請の担当窓口)、交通対策課(〇〇運輸局〇〇運輸支局の担当窓口)、福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、)などを明確に指示願いたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者 「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5128	51280003		NPOさわやか豊田	3	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に「セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取扱い 国自旅第240号第4項運営協議会(3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	
5128	51280004		NPOさわやか豊田	4	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	法人格を持たないNPO(任意団体、個人)のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO(任意団体、個人)が中間支援団体(NPO法人)に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットあいち」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	道路運送法第80条第一項による許可の取扱い 国土交通省旅客課発行の想定問答 「法人格を持たないNPO(任意団体、個人)は非営利法人または自治体に所属する形で運送に携わっていただくことが必要である」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5128	51280005		NPOさわやか豊田	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別を無くしてレベルを揃えて頂きたい。	国自旅第241号と国自旅第240号との間には「許可の取り扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(4)運転者及び(5)損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	国自旅第241号の別紙「様式2」「様式3」(いわゆる道路運送法第4条、第43条に関連した第80条第一項の許可の取扱い手続き)と国自旅第240号の別紙「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」「様式6」(いわゆる道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続き)	国土交通省自動車交通局旅客課	
5128	51280006		NPOさわやか豊田	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補完の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補完の関係にあると考えるのは著しい事実誤認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとなると懸念される。	国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第3項運営協議会(3)構成員	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5129	51290001		特定非営利活動法人あいの会春日井まごころ	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件)「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5129	51290002		特定非営利活動法人あいの会春日井まごころ	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件)「運送の対象者は要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であつてあらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5129	51290003		特定非営利活動法人あいの会春日井まごころ	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があった場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ないと明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5129	51290004		特定非営利活動法人あいの会春日井まごころ	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課(内閣府への申請の担当窓口)、交通対策課(〇〇運輸局〇〇運輸支局の担当窓口)、福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、)などを明確に指示願いたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5129	51290005		特定非営利活動法人あいの会春日井まごころ	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に「セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取扱い 国自旅第240号第4項運営協議会(3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	
5129	51290006		特定非営利活動法人あいの会春日井まごころ	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	法人格を持たないNPO(任意団体、個人)のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO(任意団体、個人)が中間支援団体(NPO法人)に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットあいち」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	道路運送法第80条第一項による許可の取扱い 国土交通省旅客課発行の想定問答 「法人格を持たないNPO(任意団体、個人)は非営利法人または自治体に所属する形で運送に携わっていただくことが必要である」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5129	51290007		特定非営利活動法人あいの会春日井まごころ	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補完の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補完の関係あると考えるのは著しい事実誤認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとすると懸念される。	国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第3項運営協議会(3)構成員	国土交通省自動車交通局旅客課	
5130	51300001		特定非営利活動法人やさしい手	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件)「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5130	51300002		特定非営利活動法人やさしい手	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件) 「運送の対象者は要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であつてあらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5130	51300003		特定非営利活動法人やさしい手	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があつた場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があつた場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ないと明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者 「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5130	51300004		特定非営利活動法人やさしい手	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課(内閣府への申請の担当窓口)、交通対策課(〇〇運輸局〇〇運輸支局の担当窓口)、福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、)などを明確に指示願いたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5130	51300005		特定非営利活動法人やさしい手	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に「セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第4項運営協議会(3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5130	51300006		特定非営利活動法人やさしい手	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	法人格を持たないNPO(任意団体、個人)のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO(任意団体、個人)が中間支援団体(NPO法人)に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットあいち」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	道路運送法第80条第一項による許可の取扱い 国土交通省旅客課発行の想定問答 「法人格を持たないNPO(任意団体、個人)は非営利法人または自治体に所属する形で運送に携わっていただくことが必要である」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5130	51300007		特定非営利活動法人やさしい手	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別を無くしてレベルを揃えて頂きたい。	国自旅第241号と国自旅第240号の間には「許可の取扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(4)運転者及び(5)損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	国自旅第241号の別紙「様式2」「様式3」(いわゆる道路運送法第4条、第43条に関連した第80条第一項の許可の取扱い手続き)と国自旅第240号の別紙「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」「様式6」(いわゆる道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続き)	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5131	51310001		NPO法人絆	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件)「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5131	51310002		NPO法人絆	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件)「運送の対象者は要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であつてあらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5131	51310003		NPO法人絆	3	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に「セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取扱い 国自旅第240号第4項運送協議会(3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	
5132	51320001		ケアサポーターズさわやかとよあけ	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。 セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件) 「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5132	51320002		ケアサポーターズさわやかとよあけ	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件) 「運送の対象者は要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であつてあらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5132	51320003		ケアサポーターズさわやかとよあけ	3	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に「セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取扱い 国自旅第240号第4項運営協議会(3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5132	51320004		ケアサポーターズさわやかとよあけ	4	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	法人格を持たないNPO(任意団体、個人)のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO(任意団体、個人)が中間支援団体(NPO法人)に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットあいち」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国土交通省旅客課発行の想定問答 「法人格を持たないNPO(任意団体、個人)は非営利法人または自治体に所属する形で運送に携わっていただくことが必要である」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5132	51320005		ケアサポーターズさわやかとよあけ	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別を無くしてレベルを揃えて頂きたい。	国自旅第241号と国自旅第240号の間には「許可の取り扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(4)運転者及び(5)損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	国自旅第241号の別紙「様式2」「様式3」(いわゆる道路運送法第4条、第43条に関連した第80条第一項の許可の取扱い手続き)と国自旅第240号の別紙「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」「様式6」(いわゆる道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続き)	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5133	51330001		愛知県	1	愛知万博期間中における訪日韓国観光客への入国査証の免除	韓国人に対する期間限定査証免除については、2005年日本国際博覧会(愛知万博)が開催される平成17年3月から9月まで実施して載きたい。	愛知万博を訪れる韓国人観光客の誘致拡大	韓国人への期間限定査証免除は、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)において平成17年度中に措置されることとされているが、平成17年3月に開幕する愛知万博には極めて多数の韓国人観光客が見学に訪れると想定されており、これら韓国人観光客が規制緩和のメリットを最大限享受することができるよう、平成16年度(遅くとも万博が開幕する平成17年3月)から査証免除を実施して載きたい。なお、同計画では、期間限定の査証免除の前提条件として、韓国側が偽変造対策を強化した新型旅券(パスポート)を導入することが挙げられているが、これについては平成16年11月から導入される予定である。	外務省設置法第4条第13号	外務省	<p>◆資料1-1 中日新聞(15.11.6) 読売新聞(16.3.8)</p> <p>◆資料1-2 「規制改革・民間開放推進3か年計画」(抜粋)</p> <p>◆資料1-3 愛知県統一要望(抜粋)</p> <p>◆資料1-4 地域再生提案募集(16年1月)での外務省応答</p> <p>○日韓基本条約の締結 1965年6月22日</p>
5133	51330002		愛知県	2	愛知万博期間中における訪日台湾人観光客への入国査証の免除	台湾人観光客がわが国を訪問するためには、入国査証の取得が必要だが、平成17年3月から9月にかけて開催される2005年日本国際博覧会(愛知万博)期間中には、台湾人観光客に対する入国査証の取得を免除して載きたい。	愛知万博を訪れる台湾人観光客の誘致拡大	愛知万博は21世紀最初の国際博覧会として各国の期待も大きいことから、海外を含め多くの来場者を迎え入れ、是が非でも成功させなければならない。しかし、主要な誘客目標の1つである台湾については、現在、入国査証が必要であり、その発給手続きの煩雑さ等が訪日観光の阻害要因となっている。このため、博覧会期間中の特例として、愛知万博期間中については、台湾人観光客への査証免除をお願いしたい。期間限定の査証免除は、2002年ワールドカップサッカー大会開催時に韓国に対して行われており、同年の訪日韓国観光客は大きく増大(前年比15.9%増)する一方で、韓国人の不法滞在者は減少(前年比1.5%減)している。査証免除対象国の拡大は、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)の決定事項でもあるので、万博期間中の特例を通じて、台湾への査証免除に関する効果の検証・評価を行うようお願いしたい。	外務省設置法第4条第13号	外務省	<p>◆資料2 「規制改革・民間開放推進3か年計画」(抜粋)</p>

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5133	51330003		愛知県	3	台湾人修学旅行生に対する入国査証の免除	愛知万博が開幕する平成17年3月までに台湾修学旅行生に対して入国査証を免除して戴きたい。	台湾からの修学旅行生の誘致拡大	本県は、県内に数多く存在する企業博物館、工場遺構、生産現場などを資源とする産業観光を推進している。産業観光は、学習効果が大きいことから、修学旅行の旅行先にと国内外に対して積極的にPRを図っており、特に、海外については韓国・中国・台湾を主要な誘客対象としている。このうち、台湾については、日本に対する関心も高く、今後訪日修学旅行が大きく増大することが期待されるが、現在、訪日には入国査証の取得が必要であり、このことが旅行者拡大の障壁の1つとなっている。しかし、修学旅行生については、不法滞在等を引き起こす懸念が極めて低いことから、先行して認められた韓国人修学旅行生や、現在検討が進められている中国人修学旅行生と同様、入国査証を免除するようお願いしたい。なお、訪日する韓国人修学旅行生は、今般の入国査証の免除により、順調に増大している。	外務省設置法第4条第13号	外務省	◆資料3 朝日新聞(16.5.29) 観光経済新聞(16.6.5)
5133	51330004		愛知県	4	中国人団体観光客に対する入国査証発給地域の早期拡大	中国人団体観光ビザの発給対象地域は、北京市、上海市、広東省の3地域に限定されているが、愛知万博が開幕する平成17年3月までに江蘇省・浙江省・山東省・遼寧省・天津市の4省1市にも拡大して戴きたい。	中国観光客の誘致拡大	中国人団体観光客に対する入国査証発給地域については、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)において、段階的に拡大するよう決定されているが、多数の中国人観光客の訪日が期待される愛知万博の開幕に間に合うよう、治安面にも配慮しつつ、速やかに地域の拡大を図って戴きたい。とりわけ、江蘇省・浙江省・山東省・遼寧省・天津市の4省1市は、中国側からわが国に対して要望が寄せられているものなので、少なくともこれら地域の追加についてよろしく願いたい。	外務省設置法第4条第13号 中華人民共和国国民の訪日団体観光旅行実施要領	外務省	◆資料4-1 読売新聞(16.6.1) 朝日新聞(16.6.1,16.6.11) 中日新聞(16.6.1) ◆資料4-2 「規制改革・民間開放推進3か年計画」(抜粋) ◆資料4-3 「中国団体観光ビザを巡る諸問題についての提言」(16.3.12 自由民主党) ◆資料4-4 愛知県統一要望(抜粋) ◆資料4-5 愛・地球博に向けた外国人観光客誘致の促進に関する調査研究報告書(概要)

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5133	51330005		愛知県	5	福祉有償運送における運営協議会を地方運輸局が必要に応じて設置する。	「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路交通法第80条第1項による許可の取扱いについて」(平成16年3月16日付け国自旅第240号)に基づく福祉有償運送制度において、地方公共団体が主宰する運営協議会を設置することとされているが、これを運送に関する許可権限を有する地方運輸局がその必要性に応じて設置し、主宰することとする。	「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路交通法第80条第1項による許可の取扱いについて」(平成16年3月16日付け国自旅第240号)に基づく福祉有償運送制度において、地方公共団体が主宰する運営協議会を設置することとされているが、これを運送に関する許可権限を有する地方運輸局がその必要性に応じて設置し、主宰することとする。	福祉有償運送において同法に基づき運送に関する許可権限を有するのは地方運輸局である。この許可権限のない地方公共団体が運営協議会を設置し主宰したとしても、関係者の意見調整の場を設けるだけであり、道路運送法との整合性の観点からの調整を困難である。仮に、運営協議会における意見や調整結果が地方運輸局の許可に当たった参考意見を聞く場であるとすれば、地方運輸局が直接主宰すべきものである。	道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条第1項	国土交通省	
5133	51330006		愛知県	6	福祉有償運送における車両制限の撤廃	「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路交通法第80条第1項による許可の取扱いについて」(平成16年3月16日付け国自旅第240号)に基づく福祉有償運送に使用できる車両を福祉車両に限定しないこととする。	NPO法人等が実施する福祉有償運送において福祉車両だけでなく一般車両も使用できることとする。これによって、NPO法人の活動がより柔軟となり、移動制約者の利便に資することとなり、地域の福祉の向上を図ることが可能となる。	「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路交通法第80条第1項による許可の取扱いについて」(平成16年3月16日付け国自旅第240号)によれば、使用車両をいわゆる福祉車両に制限し、一般車両を使用する場合には、構造改革特別区域計画の認定を受けなければならないこととされている。NPO法人等の活動は一般車両を利用するのが通常であり、福祉車両に限定するのは、事実上構造改革特別区域計画の認定を受けなければ福祉有償運送を実施できないこととなる。また、この制度は本来平成16年度から全国規制緩和として措置されることとされていたが、現行制度では、関係者の調整を地方公共団体にさせるにとどまるものであり、全国規制緩和として不十分である。	道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条第1項	国土交通省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5133	51330007		愛知県	7	「留学資格」終了後の休職中の外国人について一定期間の在留資格を認める。	求職中の元留学生に対し、一定期間の在留資格を認める。	求職中の元留学生に対し、一定期間の在留資格を認める。	留学生は卒業後、就職が決定していないと在留資格の更新が認められない。そのため、日本で就職を希望している留学生の就職活動の阻害要因となっている。	出入国管理及び難民認定法	法務省	
5134	51340001		移動サービス・ネットワークみやぎ	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	使用車両が福祉車両に限定されているわけで、使用には特区申請が必要だが、運営協議が整わない現在、一般車両の使用許可を受けることができない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送に広く使われており無許可使用となる事態が多発されると懸念される。	道路運送法第80条第1項の通達(許可要件) 「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5134	51340002		移動サービス・ネットワークみやぎ	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令による規制の撤廃	使用車両に「セダン車等の一般車両」の記載	道路運送法第80条第1項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、道路運送法80条第1項の許可の取り扱い第4項運送条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両を使用車両として記載していただきたい。	道路運送法第80条第1項の許可の取り扱い 国自旅第240号第4項運営協議会 (3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	
5134	51340003		移動サービス・ネットワークみやぎ	3	ボランティアによる福祉有償運送	法令による規制の撤廃	運送の対象者に乳幼児・児童を追加する。	乳幼児や保護者が同行できない児童は単独での移動が困難であり、子育ての援助や安全確保のために、通園、通学を含めて利用対象者として認められるべきである。	道路運送法第80条第1項の通達(許可要件) 「運送の対象者は要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であつてあらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5134	51340004		移動サービス・ネットワークみやぎ	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会設置義務の明示	地方公共団体はNPO等から申請があった場合運営協議会の設置を拒むことはできない。	運営協議会は必要ないとする市町村団体担当者の発言がある。運営協議会の設置を拒否することはできない旨明記願いたい。	道路運送法第80条第1項の通達による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主催者「運営協議会は原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5134	51340005		移動サービス・ネットワークみやぎ	5	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付窓口の明示	地方公共団体はNPO等から申請があった場合は都道府県または市区町村の責任で受け付け、責任ある調整をお願いしたい	運営協議会の設置主体が市町村を基本単位としつつも広域や都道府県でも可能とされていることにより都道府県と地区町村が双方担当を譲り合う状態が生じている。また、市区町村において担当部署の譲り合いも生じている。申請窓口を明確に指示、受け付けるよう明記願いたい。	道路運送法第80条第1項の通達による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主催者「運営協議会は原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5134	51340006		移動サービス・ネットワークみやぎ	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令による規制の撤廃	道路運送法第4条又は43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送許可を得る場合の差別を撤廃していただきたい。	道路運送法第4条又は43条による事業許可を得た営利法人の事業所が訪問介護員の持ち込み車両を一括登録という容易な方法で使用でき非営利法人(NPO等)が持ち込み車両を全て許可申請しなければならないのは不公平である。	国自旅第241号「様式2」「様式3」及び国自旅240号「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」「様式5」「様式6」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5135	51350001		地方公共団体	1	地方公共団体から国立大学法人に対する寄附金等の支出制限の緩和	地方公共団体からの要請に基づき、国立大学法人が新たな学部又は学科を設置する場合、当該設置に要する費用に充てることを目的として、地方公共団体から国立大学法人に対する寄附金等の支出について、地方公共団体からの要請に基づき、国立大学法人が新たに学部又は学科を設置する場合、当該設置に要する費用に充てることを目的として、地方公共団体が国立大学法人に寄附金等を支出することを認める。	地方公共団体からの要請に基づき、国立大学法人が新たな学部又は学科を設置する場合、当該設置に要する費用に充てることを目的として、地方公共団体から国立大学法人へ寄附金等を支出する。これにより、新たな学部又は学科の設置が容易になり、人材の育成輩出、生涯学習機会の充実、産学官連携による地域経済活性化、学生の増加による地域活性化など、地域発展に極めて大きな効果が期待される。また、高等教育の地域間格差の改善にも資することが期待される。	これまで、私立大学の設置に際しては、地方公共団体から財政的支援等が積極的に行われているが、国立大学に対してはこうした支援が認められていない。本規制が緩和されれば、大学設置を目指す地方公共団体においては、設置手法の選択肢が増えることとなり、地域特性をより一層踏まえた設置形態の選択が可能になる。	地方財政再建促進特別措置法第24条第2項 地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3	総務省	添付資料 ①大学設置への地方公共団体の支援の状況 ②全国の地域収容力の状況

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5135	51350002		地方公共団体	2	地方債の制限の緩和	地方財政法第5条第5号の「公共施設」に、国立大学、及び私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する大学を含むものとする。	国立大学法人が学部学科を設置する場合、当該設置に要する費用に充てることを目的として、地方公共団体から当該法人へ地方債を財源に財政的な支援を行う。また、学校法人が新たな大学、学部又は学科を設置する場合にも、同様な支援を行う。これにより、地方公共団体からの財政的支援が容易になるとともに、地方公共団体にとっても、財政負担が平準化される。	学校法人の大学の設置に対して、地方公共団体から助成を行う場合、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第16条により、財源に地方債を充当できるが、この法律によらないで、地方債を充当することができるようになれば、大学の設置等が容易になり、地域の高等教育機関整備が進む。また、国立大学法人に対しては、地方公共団体からの助成が、現在認められていない。上記1の規制改革とあわせて、本規制が緩和されれば、学部学科の設置に対する地方公共団体からの支援が容易になり、地域が目指す学部学科の設置が進む。	地方財政法第5条第5号	総務省	本規制緩和については、上記の寄附金支出の制限の緩和が前提となる。
5136	51360001		標津町長 小田桐四郎	1	保険薬局の指定に関する条件の緩和について	・保険薬局の指定にあたり、町が所有する土地の賃借契約によって設置した薬局であっても保険薬局として指定されるよう規制の緩和を要請します。	・本町は人口6,400人で、国民健康保険標津病院(開設者 標津町長)が町内唯一の医療機関である。病床数は35床で1日あたりの平均外来利用者数は約126人であるが高齢者の通院患者も多いことから、医療機関の近隣地に保険薬局があることが住民福祉の増進と利便性向上に資するものと考えている。・また、従来まで当病院は薬剤師2名を配置していたが、1名が退職し現在は1名体制となっている。このことから薬剤業務も苦渋を極めている。また、近年薬剤師の都市志向化などにより後任の薬剤師確保は極めて困難な状況である。このため、当病院では院外処方の実施によって薬業部門の外来処方を民間企業に移行し(医薬分業)対応しようとしているものである。その手法として、町が所有する土地に賃借契約によって民間企業が薬局を開設することを強く望んでいます。その薬局を保険薬局として指定するにあたっては現下の制度では、薬局の所有地でなければ指定が認められないこととなっている。・しかし、医薬分業のために病院開設者である町が民間企業にいったん土地を売却した場合、企業の経営悪化等による倒産や撤退などの際には、売却した土地の放置や荒廃、転売などの問題が危惧される。万一、土地の買戻しもできないとした場合には、次に薬局を開設しようとする際の大きな支障となり、また、高齢者に配慮し利便性を最大限考慮して最適な土地を提供することから住民にとっても大きなサービスの低下を招くこととなる。	・薬事法 ・昭和57年5月27日薬発第506号、保発第34号 厚生省薬務・保険局長連名通知	厚生労働省 医薬食品局 保険局	・保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年4月30日) ・調剤薬局の取扱いについて(昭和57年5月27日) 薬発第506号、保発第34号 厚生省薬務・保険局長連名通知) ・保険医療機関及び保険医療療養担当規則の一部改正等に伴う実施上の留意事項について(通知)(平成8年3月8日 保険発第22号)	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5137	51370001		沖縄地域再生検討協議会	1	保健機能食品(地域伝承効用食品)の表示について	保健機能食品として表示すべき事項にある、「保健機能食品(栄養機能食品)である旨」のほかに、「伝承効用食品であるという旨」の表示の要望。または、効能について「～効くといわれているという旨」の表示の要望	<p>■具体的事業内容:地域企業・自治体・大学による産官学連携による共同研究・開発・販売等を実施する。■その効果:①産官学が連携することで、日本経済を活性化させようという機運の醸成。②全国各地で共同研究などの成果。③医薬品としての健康補助食品としての認可により、医療費の高騰を防ぐとともに、予防医療として個人・家庭・地域に普及し、医療行政政策を見直し。④公的機関及び民間企業等の研究者にとっては、自分の研究が具体的な技術や商品になって世に出ることにより、バイオ産業等の基礎研究を高めることになり、国益を生むきっかけをつくる。⑤市民福祉の向上と雇用の増進⑥健康関連産業の振興、ベンチャー企業など新産業創造</p>	<p>日本の国民総医療費は現在30兆を突破して破綻の一步手前であることもあり、最近の厚生労働省は食薬区分の見直しの一環として着実に米国より遅れながら規制緩和と基準の見直しを促進しているところである。また21世紀の生活習慣病対策として規制緩和推進計画ののちにつとめて保健機能食品(栄養補助食品)のカテゴリー化が進んでいる。これにもつき、伝承効用・サプリメントなど健康食品が国民の健康予防に米国並に(国民の約50%以上が使用活用)する時代が到来することも予測されることから、厚生労働省は米国の法整備内容やサプリメントの国際ガイドラインであるコーデックスの動向を踏まえたうえで制度つくりに着目し見直しを推進する必要がある。このため、迅速多様かつ効果を最大限に図るために、保健機能食品の表示について規制緩和を要望する。</p>	<p>■栄養改善法施行規則の一部を改正する省令(厚生省第41号)■「食品衛生法施行規則等の一部を改正する省令」(厚生労働省令第43号)■食品衛生法第7条</p>	厚生労働省	
5138	51380001		特定非営利活動法人 地域福祉を支える会 そよかぜ	1	ボランティアによる福祉有償車両	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	<p>内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず、制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることができない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており、無許可使用となる事態が続発すると懸念される。</p>	<p>道路運送法第80条第1項の通達(許可要件)「セダン型等の一般社団については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」</p>	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5138	51380002		特定非営利活動法人 地域福祉を支える会 そよかぜ	2	ボランティアによる福祉有償車両	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児あい童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助やほ子供の安全の確保の為、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第1項の通達(許可要件)「運送の対象者は要介護者は要介護者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では、公共交通機関の利用が困難な移動制約者であって、あらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5138	51380003		特定非営利活動法人 地域福祉を支える会 そよかぜ	3	ボランティアによる福祉有償車両	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行なわれている地域においては、NPO等からの申請があつた場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ない」と明記願いたい。NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	道路運送法80条第1項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項 運営協議会(2)主宰者 運営協議会は、原則として、地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5138	51380004		特定非営利活動法人 地域福祉を支える会 そよかぜ	4	ボランティアによる福祉有償車両	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPOからの申請があった場合には市区町村長の責任で受付、担当部署は市区町村長の責任でお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて、受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。NPO等の申請窓口としての企画課(内閣府への申請の窓口)交通対策課(〇〇運輸局〇〇運輸患痴担当窓口)福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課)などを明確に指示願いたい。	道路運送法80条第1項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項 運営協議会(2)主宰者 運営協議会は、原則として、地方公共団体が主宰するものとする	国土交通省自動車交通局旅客課	
5138	51380005		特定非営利活動法人 地域福祉を支える会 そよかぜ	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に「セダン等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取扱い 国自旅第240号第4項運営協議会(3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5138	51380006		特定非営利活動法人 地域福祉を支える会 そよかぜ	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条または第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別をなくしてレベルを揃えて頂きたい。	国自旅第241号と国自旅第240号との間には「許可の取扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条一項の許可の取扱い手続であるので、後者を差別して取り扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えてできるだけ後者の許可申請書を簡略して頂きたい。利用者の安全性の担保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条一項許可の取扱い第4項運送の条件(4)運転者及び(5)損害賠償措置に記載事項を守ることで十分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続の簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	国自旅第241号の別紙「様式2」「様式3」(いわゆる道路運送法第4条、第43条に関連した第80条第一項の許可の取扱い手続)と国自旅第240号の別紙「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」「様式6」(いわゆる道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続)	国土交通省自動車交通局旅客課	
5138	51380007		特定非営利活動法人 地域福祉を支える会 そよかぜ	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直していただきたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは整合或いは補完の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の政策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、時間数等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、整合或いは補完の関係にあると考えるのは著しい事実誤認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実させたいという期待に反して運営協議会の議論は、相互に噛み合わない空転したものと懸念される。	国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第3項運営協議会(3)構成員	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5139	51390001		(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	1	劣後債の発行	自己資本の充実策として、社債の一種である劣後債の発行を認める。劣後債は、資金の出し手との相対交渉によって決まる劣後ローンに比べて流通性が高く、投資家も投資しやすい。また、環境変化に対応した資金調達手段の多様化の観点から、将来的には普通社債の発行を視野に入れた法整備を図る。社債の発行は、信用金庫の協同組織性を阻害するものではなく、資本調達力及び資金供給力をさらに高めるものである。		信用金庫の自己資本充実策としては、普通出資、優先出資、劣後ローンの3種類がある。現行のBIS規制のみならず、2006年末から適用を予定している新BIS規制においては、リスクバッファとしての自己資本を起点としたマネジメントが重視される傾向にある。そこで、協同組織制度の根幹に抵触しない範囲で、資本充実手段の多様化に向けた環境整備を図る必要がある。これにより、信用金庫の資本政策が柔軟になり、会員向け金融サービスがより充実できるようになる。		金融庁	
5139	51390002		(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	2	普通出資の消却	「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法」で一部手当てされたが、組織再編成に限らず、商法第212条、第213条の趣旨を準用し、普通出資金の消却ができるよう、信用金庫法に手当てを行う。		信用金庫は、会員による互恵互助を基本とした協同組織金融機関である。したがって信用金庫の資本政策上、普通出資の増強が必要となる場合には会員に増口を依頼することとなる。しかしその後、資本が充実し剰余資金がある場合には、それを増口に応じた会員に返却する(消却)ことは、会員の自益権を害するものではなく、また協同組織の運営上もありうる選択肢である。また、会員は口数にかかわらず1個の自益権を有していることから、上記ケース以外の場合においても、剰余資金の範囲内でかつ健全性が中長期的にも維持できる範囲内で、普通出資の消却が可能となれば、信用金庫の資本政策の選択肢も広がることとなる。	信金法第16条、第21条、第51条、第52条、(参考条文)商法第48条、第212条、第213条	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5139	51390003		(社)全国信用金庫協会・信 金中央金庫	3	出資による配当の導入	総(代)会の決議で出資による配当を可能とする。		信用金庫は、会員による互恵互助を基本とした協同組織金融機関である。したがって、会員による自治に基づき、総(代)会の決議において、現金配当のほか出資による配当ができるようになれば、会員による自治がより強固なものとなる。	信金法第57条、(参考条文)信金法第55条の2、商法第293条ノ2	金融庁	
5139	51390004		(社)全国信用金庫協会・信 金中央金庫	4	自己資本比率算出の際の貸倒引当金の繰入限度額の引上げ	自己資本算出上の算入割合を国際統一基準と同レベル(1.25%)まで緩和する。		償却・引当基準が国際統一基準金融機関と同一であること、また、1988年のBIS合意では、「一般貸倒れ引当金は、…。特定の資産に充てられず、かつ、特定の資産における評価額の減少を反映していない場合は、これらの準備金は自己資本としての適格性を有しており、…」となっていることから、自己資本算出上の算入割合を国際統一基準と同レベル(1.25%)まで緩和する。	大蔵省告示第62号(平5.3.31)	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5139	51390005		(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	5	会員の法定脱退事由の拡大	会員の法定脱退事由に「定款に定める事由の発生」を追加する。		信用金庫は、会員による自治に基づいて運営されている協同組織金融機関である。したがって、総(代)会決議によって定められる定款に会員の法定脱退事由を定めることは、協同組織の本質と整合性がある。また、現行の法定脱退事由では「破産」のみを規定していることから、民事再生法等再建型倒産法制を活用して再起を図る場合、引き続き会員として残ることとなる。この場合でも法定脱退とすれば借入金を減らすことができるようになる。なお民事再生決定後は、改めて会員になることで資金調達に支障が生じなくなる。	信金法第17条、(参考条文)商法第85条第1号	金融庁	
5139	51390006		(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	6	業務報告書の総(代)会承認制の廃止	信金法で定める業務報告書を総代会の報告事項とする。		業務報告書は、株式会社の営業報告書と同様に信用金庫の業務運営に関する事実を記載するもので、判断を要するものではないことから、総(代)会の報告事項とする。信金法で定める業務報告書に相当する株式会社の営業報告書は、上記立法趣旨により、昭和56年の商法改正で、定時総会の承認事項から報告事項(商法283条)に変更された。	信金法第37条第7項、(参考条文)商法第283条	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5139	51390007		(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	7	附属明細書の総(代)会報告の廃止	株式会社の附属明細書の取扱いは、商法第281条で取締役会の承認事項とし、同法第283条では定時総会の承認・報告の対象とはなっていない。そこで、信用金庫においても株式会社と同様の取扱いとする。		信用金庫は、商法特例法で定める「大会社」と同様に、会計士監査、常任監事の設置といった同じ組織構造を法的に義務付けられているとともに、決算承認手続においても何ら変わりがない。このように、附属明細書の取扱いにあたって、信用金庫と株式会社とで異なる積極的理由はなく、また協同組織性からも導くことができないものである。	信金法第37条第7項、(参考条文)商法第281条、第283条	金融庁	
5139	51390008		(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	8	会員及び債権者による理事会議事録閲覧・謄写請求権の制限	会員及び債権者による理事会議事録の閲覧・謄写請求については、裁判所の許可を必要とする。		理事会は最終的な業務執行機関であり、そこでは、金庫の経営にかかわる重大な秘密事項も検討される。しかし、正当な理由の判断基準について判例上確立されていないことから、現状の法制度では、金庫は理事会で重要事項を討議せず、常務会等の法定外機関で実質的な決定をする等ガバナンス機能を弱める可能性がある。また、裁判所の許可制度にすることにより、会員等による権利濫用的な閲覧請求が防止できる。	信金法第36条、(参考条文)商法第260条ノ4	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5139	51390009		(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	9	信用金庫における書面または電磁的方法による議決権の行使	信用金庫及び信用金庫連合会の会員についても、信用組合や株式会社と同様に電磁的方法で議決権が行使できるようにする。		信用組合では、中小企業等協同組合法第55条により、総会に代えて総代会を設けることができるようになっている。また、同法第11条第3項では、定款の定めるところにより、書面に代えて、電磁的方法により議決権を行使できるようになっている。	商法第232条第2項、第239条の3、中小企業等協同組合法第11条第3項、第55条、信金法第12条、第47条	金融庁	
5139	51390010		(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	10	信用金庫における計算書類・定款・理事会の議事録・会員名簿の電磁的方法による対応	信用金庫及び信用金庫連合会についても、株式会社と同様に、電磁的記録の作成をもって商業帳簿等の作成に代えることができるようにする。		信用金庫法上必要とされる書類の作成を電磁的方法によることができるようになれば、信用金庫等の書類作成費及び管理費等のコスト削減にもつながる。	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5139	51390011		(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	11	協同組織金融機関が発行する優先出資に係る1口に満たない優先出資制度の創設	協同組織金融機関が発行する優先出資に関して、端株制度に準じた1口に満たない優先出資の制度を創設する。		協同組織金融機関の発行する優先出資については、1口に満たない優先出資の制度がないため、優先出資の分割を実施するにつき支障を生ずるおそれがある。また、平成13年10月1日以後、上場企業は、証券取引所の規則によって、株式分割又は一単元の株式の数のくり直しにより投資単位を50万円未満に引き下げるように努力すべき義務が課せられることになったことから、優先出資の分割を円滑に実施できるように、1口に満たない優先出資の制度を早期に整備する必要がある。	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	金融庁	
5139	51390012		(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	12	商法第280条ノ2第5項及び同法第280条ノ3ノ2の優先出資への準用	協同組織金融機関の優先出資発行に係る決定事項及び公告事項のうち発行価額については、市場価格がある優先出資を公正な価額で発行する場合には、株式会社と同様、発行価額の決定方法を定めれば足りることとする。		平成13年10月1日に施行された改正商法により、新株発行に係る取締役会決議事項及び公告事項のうち発行価額については、市場価格がある株式を公正な価額で発行する場合に限り、発行価額の決定方法を定めれば足りることとされた。これらの規定が優先出資の発行にも準用されることとなれば、発行価額の決定から払込みまでの期間を相当短縮して、その期間内の価格変動リスクを軽減することができるようになる。	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5139	51390013		(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	13	新優先出資予約権および新優先出資予約権付債券の発行解禁	協同組織金融機関が発行する優先出資に関して、株式会社が発行する新株予約権および新株予約権付社債に相当する制度を導入する。		株式会社については、従来から転換社債および新株引受権付社債の発行が認められ、また、平成14年4月からは新株予約権の発行が解禁されている。また、協同組織金融機関についても、新優先出資予約権および新優先出資予約権付債券の発行を解禁することにより、資金調達手段の多様化等を図ることができる。	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	金融庁	
5139	51390014		(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	14	信用金庫による保険窓販商品の範囲の拡大等	保険窓販できる商品を限定せずに、原則として全ての保険商品の窓販を行えるようにする。 とくにワンストップ・ショッピングに関する利用者ニーズが高い第3分野及び小口の保障性商品をはじめとする個人分野の保険商品についてはできる限り早期に解禁する。なお、金融審議会金融分科会第2部会報告(平成16年3月31日)で示された新たに考えられる弊害防止措置に関しては、過剰な規制とならないようにする。		保険窓販を制限する根拠として、預金・融資情報等の不当な利用や優越的地位を不当に利用した募集行為などの弊害が挙げられているが、保険業法及び金融商品販売法並びに個人情報保護法等の法整備が進んでいることなどから、信用金庫が保険窓販を行うために考えられる弊害防止措置は整っている。第3分野などの保険商品は、消費者ニーズが顕在化しているために契約件数は増加しているが、現状の契約加入率は相対的に高くないため、利用者利便の向上に資する。融資の条件として保険販売を行う行為は、抱合せ販売として既に禁止されているなど、過剰な弊害防止措置は利用者利便を損なう。	保険業法第275条 保険業法施行規則第211条 保険業法施行規則第234条 等	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5139	51390015		(社)全国信用金庫協会・信 金中央金庫	15	保険募集の総代理店制度の創設	保険会社との委託契約を受け、保険会社 の固有業務である保険の引受け以外 の代理店管理等の業務を外部委託 する総代理店制度を創設する。		保険会社の代理店は、保険会社との直接の委 託契約以外認められていない。	保険業法第2条、第27 5条等	金融庁	
5139	51390016		(社)全国信用金庫協会・信 金中央金庫	16	生命保険の構成員契約規制等の撤 廃	業務上の地位等を不当に利用するな どの圧力募集を未然に防止する観点 で設けられている生命保険の構成員契 約規制については信用金庫への適用 を除外する。		信用金庫における保険窓販は、通常の生命保 険募集人と異なり、非公開情報保護措置、優 越的地位を利用した募集禁止、他の金融取引 への影響の排除など、事前に様々な行為規制 が保険業法等で適用されており、業務上の地 位等を不当に利用する等の圧力募集を未然に 防止する措置が既にとられている。	大蔵省告示第238号	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5139	51390017		(社)全国信用金庫協会・信 金中央金庫	17	保険会社破綻時の特別勘定の保全	保険会社が経営破綻した場合に、特別勘定については100%保全する。		保険会社が経営破綻した場合、一般勘定と特別勘定ともに同等に取扱われているが、特別勘定については、その資産が一般勘定とは明確に分離しており、個々に独立した運用がされている。	保険業法第118条等	金融庁	
5139	51390018		(社)全国信用金庫協会・信 金中央金庫	18	卒業生金融制度の見直し	会員であった者が会員たる資格を有しなくなったことによって脱退した者(卒業生)が金庫との取引を望む場合には、総貸出の100分の20に相当する金額の範囲内で運用できるよう所要の措置を講ずる。		中小企業から中堅・大企業にまで成長した卒業生は地域経済の中核的存在であり、地域内の会員企業の育成や仕事の創造等地域社会で果たすべき役割は大きいものと考えられる。総貸出の100分の20の範囲内であれば、卒業生との取引関係を継続しても、会員への金融サービスの遂行を妨げるものではないし、地域内資金循環を通じた地域の内発的発展に貢献できるものとする。	大蔵省告示第71号(昭43.6.1)、信金法施行令第8条第1項第2号	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5139	51390019		(社)全国信用金庫協会・信 金中央金庫	19	信用金庫の債務保証に係る大口信 用供与規制の緩和	信金中央金庫代理貸付に係る債務保 証について、大口信用供与規制の対 象から除外する。		信金中金代理貸付制度は、系統金融機関特 有の制度である。そしてこの仕組みでは、信金中 金と信用金庫による二重の審査及び途中管 理により、信用リスクの縮減効果が高いものとな っている。	信金法施行規則第16 条の2第1項第2号	金融庁	
5139	51390020		(社)全国信用金庫協会・信 金中央金庫	20	コミットメントライン契約の適用対象 企業の拡大	コミットメントライン契約(特例融資枠契 約)の適用対象を拡大し、①中小企業 (資本金3億円以下等)、②地方公共団 体や特別法で定められた地方公社等 をその範囲に含める。		コミットメントライン契約(特例融資枠契約)の 適用対象を拡大することにより、中小企業の資 金調達が多様化が図られる。	特定融資枠契約に関す る法律第2条	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5139	51390021		(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	21	電子認証業務の「その他の付随業務」への該当可能性の明確化	電子認証業務が付随業務に該当すること、および固有業務と切り離して電子認証業務を行いうることを明確化する。		電子認証業務は、金融機関の固有業務との関連性および親近性が高く、金融機関が当該業務を行うことについて問題はないものと考えられる。また、金融機関がよりセキュアかつ信頼性の高いサービスを提供することにより、電子的な方法による決済その他の電子取引等の利用者利便の向上に資する。	信用金庫法第53条、第54条、事務ガイドライン1-7-4	金融庁	
5139	51390022		(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	22	員外貸出先の拡充	PFI法上の「選定事業者」を信金法施行令第8条による員外貸出先のひとつに加える。		民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行うため、平成11年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(いわゆる「PFI法」)が制定された。このように、PFI法の枠組みで創設される「選定事業者」は極めて公共性の高い事業を営む者であること、地域経済の活性化に貢献するというレゾンシブ/バンキングの趣旨に沿うものであること、さらには会員に対する業務の遂行を妨げるものでもないことから、「選定事業者」への貸出については、地方公共団体や地方住宅供給公社に準じた扱いとする。	信金法第53条第2項、信金法施行令第8条、告示	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5139	51390023		(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	23	定款への従たる事務所の記載の廃止	信用金庫の本店(主たる事務所)のみを、定款の絶対必要記載事項とする。		事務所を定款の絶対的必要記載事項とするのは、会員による自治によって事務所を設定すべきであるとの趣旨である。しかし、市場原理に基づく監督行政が行われるようになった現在では、出店、廃店、統合を迅速にすすめることができない等、これまでの法益を守ることによる弊害が生じてきている。また、絶対的必要記載事項とせずとも、会員をメンバーシップとする協同組織である限り、実質的に会員のニーズを無視した店舗政策はあり得ない。したがって店舗政策は、会員から経営陣に委託している範囲内で経営の自由度を高めたほうが、会員のニーズにそう経営ができるものとする。	信金法第23条第2項 (参考条文)商法第166条	金融庁	
5139	51390024		(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	24	事業用不動産の有効活用に関する規制緩和の徹底(他業禁止の判断基準の明確化)	事業用不動産の有効活用については原則自由であることとし、他業禁止規制の範囲を明確にする。		「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」の趣旨に鑑み、収益源の多様化を図ってより経営基盤を強化しなければならないこと、そして、事業用不動産の有効活用による本業へのリスク波及は皆無に近いこと等から、原則自由とする。		金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5139	51390025		(社)全国信用金庫協会・信 金中央金庫	25	業務取扱時間変更届出の簡素化	インストアブランチなど出店先の営業 時間の変更に伴う業務取扱時間変更 届出の不要、もしくは半期ごとの一括 届出の対象とする。		インストアブランチなど出店先の営業時間の変 更に伴う業務取扱い時間の変更に弾力的に対 応するため。	信金法施行規則第14 条第1項第20号、第14 条第3項	金融庁	
5139	51390026		(社)全国信用金庫協会・信 金中央金庫	26	法人代理店の100%出資規制の 緩和	法人代理店に対する100%出資規制 を緩和する。		現在信用金庫の法人代理店は、代理業務を委 任する金庫が100%出資する法人でなくては ならない。そのため他の地域金融機関や一般 事業会社、あるいは委任金庫を退職した職員 と共同出資することにより代理店をもつことが 不可能である。	信金法施行規則第15 条の2第6号	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5139	51390027		(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	27	代理店業務の拡大	信用金庫の代理店として行うことができる業務の範囲を、現行規制よりも拡大し、代理店の展開が柔軟にできるようにする。		「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」の趣旨に鑑み、地域のお客様・会員への更なる利便性の提供と収益力の確保を両立させていくためには、従来の枠組みを超えた柔軟な店舗戦略が不可欠となっている。そのひとつが、店舗戦略における代理店の有効活用である。	信金法施行規則第15条の2第4号、告示(平成14年3月29日告示第41号)	金融庁	
5139	51390028		(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	28	信用金庫法に基づく証券業務に関する業務内容方法書の廃止	信用金庫が国債等の募集の取扱い業務の認可又は有価証券に係る引受け、募集若しくは売出しの取扱い、売買その他の業務の認可を受けようとするときに、当該業務の内容及び方法を記載した書類(業務内容方法書)を定めて認可申請書に添付することは不要とする。		信用金庫が証券取引法第65条第2項に定める証券業務を行おうとするときは、信用金庫法上の認可のほか、証券取引法上の登録申請書に業務内容方法書等を添付して内閣総理大臣の登録を受けることとされており(認可又は変更届出もあり)、証券取引法に基づく業務内容方法書に信用金庫法に基づく業務内容方法書の内容は包含されていることから、信用金庫法に基づく業務内容方法書を存置させる必要性はない。	信金法第53条第9項、第11項、信用金庫法施行規則第8条の3	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5139	51390029		(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	29	登録等証券業務(公共債ディーリング業務)の本部担当職員の専任制の廃止又は緩和	公共債ディーリング業務に係る組織、業務分掌及び職務権限について投資目的の売買業務及び融資業務からの分離、独立を不要とし、また、担当職員についても投資目的の売買業務及び融資業務との兼任を可能とする。		信用金庫の多くは本部部門の人員を縮小しており、経営の効率性などの観点からも必ずしも専任者を配置しなければならない必要性は乏しい。	金融庁「事務ガイドライン(証券会社等関係)」5-2(2)	金融庁	
5139	51390030		(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	30	投資信託の目論見書等の電子交付における投資家の利便性向上及び提供者の実務負担軽減	最終取引日以後5年間の目論見書等の改ざん防止を交付者が直接的に担保するのではなく、正当な目論見書を監督当局が確保することによって担保するよう制度の変更を行う。		現在の規制は投資家の手元で目論見書が保管できることを究極的には求め、ウェブサイトの閲覧によるときには、目論見書等が改ざんされない状態を交付者が担保することを義務づけている。そこで、正当な目論見書を監督当局に電子交付し、それが投資家の閲覧に供される制度に改めることにすれば、投資家保護が確保されるとともに、交付者の実務負担が軽減されることとなる。	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第36条/2第2項第4号	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5139	51390031		(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	31	有価証券指数先物取引の対象有価証券の範囲拡大	株価指数先物取引の対象有価証券に協同組織金融機関の発行する優先出資証券を加える。		投資家による有価証券投資の対象は多様化が進んでいることから、株券以外の有価証券についても有価証券指数の対象として認めることが望ましい。	証券取引法第2条第18項、証券先物取引等に関する内閣府令第1条	金融庁	
5139	51390032		(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	32	確定拠出年金個人型年金の加入資格の緩和	確定拠出年金個人型年金の加入対象者に、専業主婦など第3号被保険者を加えるよう確定拠出年金個人型年金の加入資格を緩和する。		例えば、拠出期間が短い加入者が退職し、専業主婦等になった場合、拠出の継続が認められないため、少額の給付しか得られないことが想定されるが、極力多くの国民が確定拠出年金制度の目的である「自助努力による老後資金の確保への支援」を受けられるようにするため、改善されるべきである。	確定拠出年金法第19条	厚生労働省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5139	51390033		(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	33	確定拠出年金の受給権を担保とした借入れの許容	確定拠出年金の受給権を担保とした借入れができるようにする。		確定拠出年金制度は、一部の例外を除き中途換金ができない制度であることを勘案すると、加入者が受給資格を満たす時期までに生活困窮等に陥り生活資金を必要とするケース等を想定しておくことが肝要である。	確定拠出年金法附則第3条	厚生労働省	
5139	51390034		(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	34	確定拠出年金企業型年金の資格喪失者に対する個人型年金加入者としての継続加入条件の緩和	確定拠出年金企業型年金の資格喪失者についても個人型年金の加入者として継続的に掛金の拠出を行うことを選択できるようにする。		個人型年金の運用指図者は、それまで積み立てた資産を個人型年金に移換したうえで引き続き資産の運用を行うことはできるが、新たに掛金を拠出することはできないため、個人型運用指図者にならざるをえない転職者は、当初の資産形成プランを実現できないことはもちろんのこと、拠出期間を長期に分散させることによる運用リスクの軽減化を図ることもできず、健全な資産形成に支障をきたす懸念がある。	確定拠出年金法第62条第1項	厚生労働省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5139	51390035		(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	35	確定拠出年金運営管理業務にかかわる金融商品営業担当者による兼務禁止の緩和	金融機関の金融商品営業担当者について、確定拠出年金運営管理業務のうちの運用関連業務の兼務禁止を緩和する。また、兼務禁止の緩和に際しては、営業担当者が加入者に対して中立的な立場で運用関連業務を行うことを前提とする。		確定拠出年金業務を取り扱う金融機関の体制整備に関し、本兼務禁止措置の緩和は、確定拠出年金の普及に資するものと考えられる。	確定拠出年金法第32条第1項	厚生労働省	
5139	51390036		(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	36	確定拠出年金の年金資産の引出し	現状の脱退一時金制度のほか、一定の課税条件およびペナルティを甘受することにより、年金資産の途中引出しを可能とする。		経済的な困窮時において、自分の年金資産であるにもかかわらず、60歳まで引き出すことができない。	確定拠出年金法附則第3条	厚生労働省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の 所管官庁	その他 (特記事項)
5139	51390037		(社)全国信用金庫協会・信 金中央金庫	37	信金法に基づくリスク管理債権の開 示と金融再生法に基づく資産査定 の開示の一本化	信金法に基づくリスク管理債権の開 示を廃止し、金融再生法に基づく資産 査定の開示に一本化する。		信金法に基づくリスク管理債権と、金融再生法 に基づく資産査定とは、開示の対象となる債 権とその開示基準が異なっており、事務上煩 雑であるとともに、顧客にとってもわかりにくい 開示内容となっている。	信金法第89条で準用 する銀行法第21条 信金法施行規則第20 条の2から第20条の4 金融再生法第6条、第7 条 金融再生委員 会規則第2条から第6 条	金融庁	
5139	51390038		(社)全国信用金庫協会・信 金中央金庫	38	業務方法書の廃止	信用金庫法で定める業務方法書を廃 止する。		業務方法書は、規制監督の手段として協同組 織金融機関に限り設けられている制度である。 また、金融機関に対する規制監督のあり方 が、各金融機関の自己責任原則の観点から、 当局指導型から事後監視型に移行しているな かにおいて、現状では業務方法書を存続させ る必要性は乏しいため、これを廃止する。	信金法第31条、信金法 施行規則第4条	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5139	51390039		(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	39	独立行政法人の余裕金の運用先に係る制限緩和	独立行政法人の余裕金の運用先に「信用金庫及び信用金庫連合会」を加える。		独立行政法人が余裕金の運用にあたり信用金庫又は信用金庫連合会への預金を行うには、主務大臣の指定が必要とされている。また、政府関係機関等の余裕金の運用先の拡大については、「規制緩和推進3か年計画」において「信用金庫及び信用金庫連合会」を追加する旨の閣議決定がなされており、独立行政法人についても同様の規定とするよう独立行政法人通則法の改正を要望する。	独立行政法人通則法第47条	金融庁	
5139	51390040		(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	40	一般職員の兼業・兼職制限の廃止	一般職員について兼業及び兼職の制限を廃止する。		信用組合では、協同組合による金融事業に関する法律第5条の2で、代表理事と常務役員が兼業・兼業禁止の対象となっている。また、銀行では、銀行法第7条で、常務取締役が対象となっている。このように、預金取扱い金融機関のうち一般職員の兼業及び兼職の制限が課せられているのは、信用金庫及び信用金庫連合会(以下「金庫」という。)だけであるが、金庫についてのみ厳格な規制を課す理由はなく、一般職員の兼業及び兼職の制限を廃止する。	信金法第33条、(参考条文)協同組合による金融事業に関する法律第5条の2、銀行法第7条	金融庁	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5139	51390041		(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	41	一定の民間事業者がタイムスタンプを付した電子データへの確定日付ある証書としての効力の付与	電子署名法上の認定を受けた認証事業者等一定水準以上の技術的信頼性を有する民間事業者がタイムスタンプを付した電子データについて、電子公証制度における電子確定日付と同様に、確定日付ある証書とみなすこととする。		電子公証制度による電子確定日付は、債権譲渡等の電子取引をシームレスで瞬時に行うシステムに適さない。また、電子署名法上の認定を受けた認証事業者等にも電子確定日付の付与を許容することにより、一定水準以上の技術的信頼性を確保しつつ、利用者利便の向上を期待することができる。	民法施行法第5条	法務省	
5139	51390042		(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	42	「業務の代理」先の拡充	協同組織としての地区制限の趣旨に反しない範囲で、信用金庫が民間金融機関の業務の代理をできるようにする。		信用金庫が他の信用金庫等民間金融機関の代理ができるようになれば、現在一部の信用金庫で取扱われている預金の取次ぎ事務が簡略化され、顧客利便にも資するようになる	信金法第53条第3項第7号、告示、銀行法第10条第2項第8号、銀行法施行規則第13条	金融庁	